

地域未来戦略予算パッケージ (予算要求の考え方)

I. 課題

地域未来戦略（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）を実行に移し、強い地域経済を構築していく上で、例えば以下のような課題がある。

- （１）戦略産業クラスター計画の具体的な立地に協力して産業振興・集積を進めたい地方公共団体や企業にとって、既存の予算では必要となるインフラや拠点が必ずしも十分に整備されておらず、整備される見通しも不透明なため、具体的な立地・投資に繋がりにくく、また世界市場レベルの競争スピードを上回る立地・投資が難しい。
- （２）地方公共団体が、主体的かつ主導権を持って、地域をけん引する産業や競争力のある地場産業等を中長期的な視点で育成・振興していくために必要な政策手段が不足している。
- （３）従前の予算等では、成長戦略や地域未来戦略が存在していなかったためにサプライチェーン構成企業や地域産業クラスターの核となる企業等への重点配分が想定されておらず、関連する企業が一定の見通しを持って投資に取り組むための環境が不十分。
- （４）人材育成の分野では、従前の教育・人材育成施策の実施のみでは産業人材への需要が満たされず、地域未来戦略を実施していく上でのボトルネックとなりかねない。

これらの課題を正面から受け止め、政府自らがチャレンジの先頭に立つと共に、我が国全体がチャレンジする人、企業、地方公共団体を応援していく体制を整えるため、以下の予算措置を実現していく必要がある。

II. 必要な予算措置

地域未来戦略の推進に必要な予算を別枠で確保するため、『「強く豊かな日本」投資枠』において、既存の予算とは別枠かつ追加的な予算として、「地域未来特別枠」を設ける。

地域未来戦略の計画的な実行のため、地方公共団体・企業等の関係者にとって予見可能性の高い複数年度にわたる事業費及び予算規模を明記した「地域未来戦略実現フレーム」（仮称）を年末までに策定する。

1. 大胆な投資と一体でのインフラ・拠点整備

（1） 「戦略産業クラスターインフラ整備費」（仮称）の創設

戦略産業クラスター計画の実行に必要なインフラ整備を推進する「戦略産業クラスターインフラ整備費」（仮称）を創設する。

地域未来交付金（地域産業構造転換インフラ整備推進型）の制度を基本として、対象を道路、工業用水、下水道に限定せず上水道、港湾等も含めた事業全般に拡大する。

既存の予算では措置されない分を、既存の予算とは別枠かつ追加的に「地域未来特別枠」として措置し、地域未来戦略を優先的かつ計画的に進める仕組みとする。

あわせて、地方公共団体の負担には適切な地方財政措置を講ずる。

（事業の例）

- 新たな産業立地に合わせて必要となる道路の新設、交通量増加対応分、工期加速化分、インターチェンジ増設分等
- 新たな産業立地に合わせて必要となる港湾の荷捌き量増加や、荷出し貨物に応じた船舶大型化等に対応する港湾機能強化分等
- 立地する産業に応じて必要となる浸水対策のための河川改修や下水道事業等

(2) 「戦略産業クラスター拠点整備等補助金」(仮称)の創設

戦略産業クラスター計画の実行に必要な企業等が所有する拠点整備を推進する「戦略産業クラスター拠点整備等補助金」(仮称)を創設する。

既存の予算では措置されない分を、既存の予算とは別枠かつ追加的に「地域未来特別枠」として措置し、地域未来戦略を優先的かつ計画的に進める仕組みとする。

(事業の例)

- 半導体共用作業施設
- 造船・船用技能者共用育成施設 等

2. クラスター形成に向けた投資・環境整備

(1) 地域未来交付金の拡充

地域未来交付金において、既存の予算を拡充し、「地域未来特別枠」を活用して、従来の取組や必要な環境整備に加え、地方公共団体が主体的かつ主導権を持って、地域をけん引する産業や競争力のある地場産業等を中長期的な視点で育成・振興できるよう、設備投資、研究開発、人材育成を含めた幅広い企業等向け支援制度や、道路、港湾等の関連インフラ整備に対する支援制度を創設する。

あわせて、地方公共団体の自主財源として地域未来基金費も積極的に活用できるよう、市町村事業について都道府県から市町村への適切な配分を促すとともに、必要な地方財政措置を講ずる。

① 地域未来交付金(「産業振興型」(仮称))の創設

地方公共団体が行う、設備投資、研究開発、人材育成を含めた幅広い企業向け支援のための支援制度を創設する。

② 地域未来交付金（「産業関連インフラ型」（仮称））の創設

地方公共団体が行う産業振興施策と合わせて必要となる、道路、港湾等の関連インフラ整備への支援制度を創設する。既存の予算では措置されない分を、既存の予算に追加して地域未来交付金に計上し、各省に移し替えて執行する。

（２）「地域未来推進費」（仮称）の創設

地域未来交付金等を補完し、伴走支援や海外展開など、地域共通の課題に国が一步前に出て対応するとともに、多様な地域課題への迅速・柔軟な対応を行うため、「地域未来特別枠」を活用して「地域未来推進費」（仮称）を創設する。

多様な地域課題に対応できるよう、内閣府での執行だけでなく、各省への移し替え執行も可能とする。

3. クラスター形成に向けたサプライチェーン投資

大規模投資を行う中核企業のサプライチェーンを構成する企業の関連投資を分野横断的に支援する「地域の産業クラスター形成に向けたサプライチェーン形成支援補助金」（仮称）を創設する等、「地域未来特別枠」も活用しながら大胆に支援を進める。

あわせて、地域産業クラスターの核となる企業への重点支援を図るため、各府省庁の設備投資促進関連予算を一体的に拡充する。

これらの予算は「地域未来分」として設定し、補助金等の採択に当たっては、加点措置等、当該事業者の採択可能性が高まる措置を講ずる。その際、「地域未来特別枠」を活用し、所要額を確保する。

4. クラスター形成に向けた人材育成

産業人材の需要に基づき、大学や、高等専門学校、専門学校、専門高校などの教育機関を活用した地域の産学官連携を分野横断的に支援する「産業・科学革新人材事業」及び「成長分野等におけるリ・スキリングプログラム開発事業」などにおいて、地域未来戦略に資するものについては「地域未来分」として、補助金等の採択に当たって、加点措置等、当該事業者の採択可能性が高まる措置を講ずる。その際、「地域未来特別枠」を活用し、所要額を確保する。

(以上)